

# 取引相場のない株式の評価に関する 有識者会議（第1回）

## 資 料

2026年4月20日



# 取引相場のない株式の評価方式

取引相場のない株式の評価は、“**株主の区分**”及び“**会社の規模**”等に応じて実態に即した評価をすることとしている。

- ① **株主の区分**について、同族株主等が取得した株式は原則的評価方式により、単に配当を期待するにとどまる少数株主等が取得した株式は特例的評価方式（配当還元方式）により評価
- ② **会社の規模**について、
  - ・大会社・・・上場会社の株式の評価との均衡を図ることが合理的であることから、原則として**類似業種比準方式**により評価
  - ・小会社・・・個人事業者の財産評価との均衡を図ることが合理的であることから、原則として**純資産価額方式**により評価
  - ・中会社・・・大会社と小会社の間にあることから、原則として大会社と小会社の評価方式である**類似業種比準方式**と**純資産価額方式**の**併用方式**により評価
- ③ 資産の保有状況や営業の状態などが**特異な会社**については、特定の評価会社として原則として**純資産価額方式**により評価

## 《 評価の区分 》

## 《 各評価方式の算式 》

		① 会社経営を支配	←→	配当目的
		同族株主等 (原則的評価方式)		左記以外 (特例的評価方式)
② 会社の規模に応じた評価	大会社	《原則》 <b>類似業種比準方式</b> 純資産価額方式の選択可		(原則的評価方式を上限) <b>配当還元方式</b>
	中会社	《原則》 <b>併用方式</b> 中会社の大 類似：純資 = 0.9 : 0.1 中会社の中 類似：純資 = 0.75 : 0.25 中会社の小 類似：純資 = 0.6 : 0.4 純資産価額方式の選択可		
	小会社	《原則》 <b>純資産価額方式</b> 併用方式の選択可 全小会社 類似：純資 = 0.5 : 0.5		
特定の評価会社	《原則》 <b>純資産価額方式</b> 〔特定の評価会社〕 比準要素数1の会社 3要素全てが0の会社 株式等保有特定会社（50%以上） 土地保有特定会社（大：70%以上 中：90%以上） 開業後3年未満の会社 開業前又は休眠中の会社 清算中の会社（清算分配見込金に基づき評価）			

<b>《類似業種比準方式》</b> 類似業種平均株価		$A \times \frac{\text{配当 } \frac{B}{3} + \text{利益 } \frac{C}{3} + \text{簿価純資 } \frac{D}{3}}{3} \times \left[ \begin{array}{l} \text{大会社 } 0.7 \\ \text{中会社 } 0.6 \\ \text{小会社 } 0.5 \end{array} \right]$ ※ B C Dは評価会社の金額 B C Dは類似業種の金額	評価の安全性のしんしゃく率
<b>《純資産価額方式》</b>		$\frac{\text{相評による純資産価額} - \left( \frac{\text{相評による純資産価額} - \text{簿価による純資産価額}}{\text{発行済株式数}} \right) \times 0.38}{\text{発行済株式数}}$	
<b>《配当還元方式》</b>		$\frac{\text{年配当金}^*}{10\%} \times \frac{1 \text{株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$ ※ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の年配当金額で2円50銭を下限値とする。	

# 取引相場のない株式の評価方式の変遷

※ 各評価方式における主な改正内容のみ記載

	類似業種比準方式	純資産価額方式	配当還元方式
昭和39年 (通達制定)	下記いずれかの低い方 $A \times \left\{ \frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D} + 3}{6} \right\}$ 又は $A \times \left\{ \frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D} + 1}{4} \right\}$ (注)		1株当たり券面額に年平均配当率を乗じた金額を10%で除して計算 年平均配当率の下限は5%とする
昭和41年	純資産価額(⑩)の計算において、法人税法上容認されている退職給与引当金を負債として取扱うこととした	純資産価額の計算において、法人税法上容認されている退職給与引当金を負債として取扱うこととした	
昭和44年	配当金(⑧)について、直前期以前2年平均(実額)へ		
昭和47年	計算式を以下の通り改正 $A \times \left\{ \frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D}}{3} \right\} \times 0.7$ ※1 類似業種平均株価(A)を課税時期の属する月以前3か月の各月の平均株価のうち最も低い金額に比準へ ※2 純資産価額(⑩)を資本金+資本積立金+利益積立金へ ※3 純資産価額による「頭打ち」制度を導入 会社規模区分の判定基準のうち総資産価額基準及び年間取引金額基準を引き上げ	資産の評価替えにより生じる評価差額に対する法人税等相当額の控除を導入した	配当還元方式の適用範囲を拡大し、同族会社のいる会社の同族株主以外の株主及び同族株主のいない会社で保有割合が5%未満のグループに属する株主にも適用
昭和53年	利益金額(⑨)について、直前期1年の金額又は2年間の平均額のいずれか低い方を選択可とする改正	同族グループの持ち株割合が50%未満の時は、20%の評価減を行うこととした	「中心的同族株主」基準の導入により、適用範囲を拡大した
昭和58年	小会社に併用方式(適用割合0.5)を選択可能とした 類似業種分類選択の弾力化(小分類と中分類の選択・中分類と大分類の選択可とする) 類似業種平均株価(A)について前年平均株価の選択可 中会社(小)のLの割合の引き上げ(0.25→0.5)、3区分から2区分へ		1株(資本金50円)当たりの年平均配当金額を10%除したものに資本金50円に対する1株当たり資本金の額の倍数を乗じて計算。配当額の下限は2円50銭とした
平成2年		3年以内取得資産については通常の取引価額により評価する等、所要の改正 特定の評価会社の株式を定義(株特、土地特、開業後3年未満の会社を新設)	
平成6年	中会社を2区分から3区分に細分化し、Lの割合を拡大(0.5・0.75→0.6・0.75・0.9) 大会社の基準のうち「資本金1億円以上」を「従業員数100人以上」に変更	現物出資により受け入れた資産の差額に対する法人税等相当額は、純資産価額の計算上控除しないこととした	
平成12年	計算式を以下の通り改正 $A \times \left\{ \frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} \times 3 + \frac{D}{D}}{5} \right\} \times 0.7$ ※1 利益金額(⑨)の金額が0の場合、分母は3とする ※2 0.7は、中会社「0.6」、小会社「0.5」とする	現物出資により受け入れた資産の差額に対する法人税等相当額は、純資産価額の計算上控除しない取扱いについて、株式交換又は株式移転により受け入れた株式がある時も同様の取扱いこととした(R3に株式交付を追加)	
平成18年	1株当たり資本金等の額を50円とした株式数を基に計算する等、所要の改正 平成14年の法人税法改正により、法人税法の退職給与引当金の規定が段階的に廃止となったことを踏まえ、⑩の計算において法人税法上容認されている退職給付引当金を負債とする取扱いを廃止	会社法施行に伴い、利益処分規程がなくなったことから、配当金及び役員賞与金額の取扱いを削除 退職給与引当金について、類似業種比準方式と同様に、負債として取り扱わないこととした	1株当たり資本金等の額について類似業種比準方式と同様
平成20年	利益金額(⑨)の金額が0の場合、分母を3とする取扱いを廃止(5のままとする)		
平成29年	計算式を以下の通り改正 $A \times \left\{ \frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D}}{3} \right\} \times 0.7$ ※ 0.7は、中会社「0.6」、小会社「0.5」とする 大会社の基準のうち「従業員数100人以上」を「従業員数70人以上」に変更	(注) 昭和39年の類似業種比準方式 ※1 類似業種平均株価(A)は課税時期の属する月の平均株価 ※2 配当金(⑧)は直前期1年の配当性向により計算( $C \times \frac{B}{C}$ (類似業種の配当性向)) ※3 利益金額(⑨)は直前期1年の金額により計算 ※4 純資産価額(⑩)は総資産(簿価) - (負債(簿価) - 準備金・引当金)	

# 1. 取引相場のない株式の実態把握

2. 評価額圧縮スキームとその対応

3. 取引相場のない株式を取り巻く諸問題

4. 評価の見直しの方向性

# 令和5年度決算検査報告の概要（特定検査）

令和2、3両年分の相続税及び贈与税の申告のうち、取得した財産に取引相場のない株式がある申告の中から、無作為抽出した計1,600件の申告を対象として検査

## 1. 原則的評価方式による評価の状況

- **類似業種比準価額の中央値は純資産価額の中央値の27.2%**となっており、類似業種比準価額は、純資産価額に比べて相当程度低い水準  
➔ 計算式に類似業種比準価額が用いられている“類似業種比準方式”及び“併用方式”による各評価額は、“純資産価額方式”による評価額に比べて相当程度低く算定され、各評価方式の間で1株当たりの評価額に相当のかい離が生じている状況
- 純資産価額に対する申告評価額の割合の分布状況をみると、その中央値は、**大会社0.32倍、中会社0.50倍、小会社0.61倍**  
➔ **評価会社の規模が大きい区分ほど株式の評価額が相対的に低く算定される傾向**  
⇒ **類似業種比準価額が下がる方向で評価通達が改正されてきたことや評価通達の計算式が評価会社の業績等の実態を踏まえて株式を評価する方法として適切に機能していないおそれがあること**などが要因となっていると思料
- ▶ このような状況は、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間で株式の**評価の公平性が必ずしも確保されているとはいえない**と思料

## 2. 特例的評価方式（配当還元方式）による評価の状況

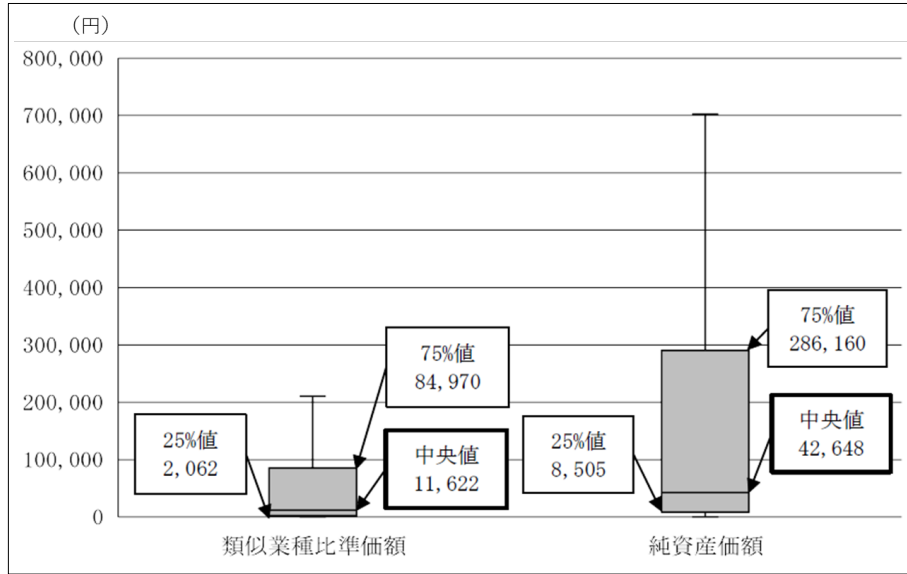
- **配当還元方式の還元率（10%）は、評価通達制定当時（昭和39年）の金利等を参考**にするなどして設定。その後、還元率は金利の水準が長期的に低下する中で見直されていない  
➔ 還元率が社会経済の変化に応じたものとなっておらず、近年の金利の水準と比べて相対的に高い率となっているおそれ
- ▶ 10%の還元率に基づいて算定される評価額は、**通達制定当時と比べて相対的に低くなっているおそれ**があると思料

## 3. 所見

国税庁において、相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について、**異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮**するなどして、**評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要**

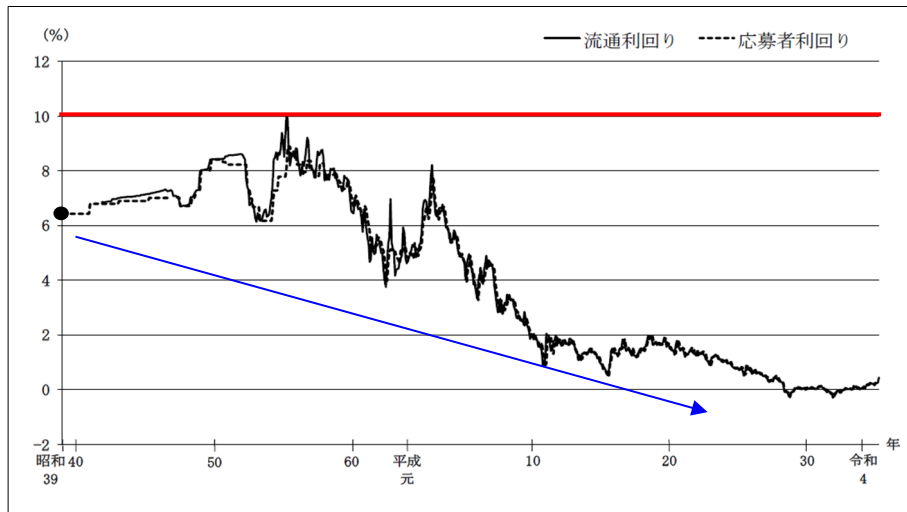
# 令和5年度決算検査報告の状況（特定検査）

## ○ 類似業種比準価額と純資産価額の比較

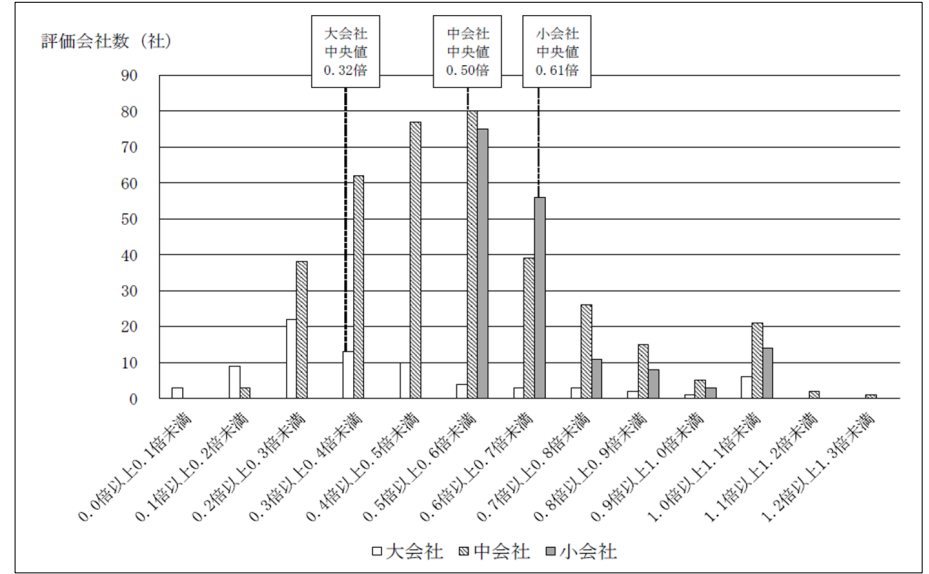


類似業種比準価額の中央値は、**純資産価額の中央値の27.2%（約1/4）**。

## ○ 長期国債の流通利回り及び応募者利回りの推移



## ○ 純資産価額に対する申告評価額の割合の分布（規模別）



会社規模が大きくなる（類似業種比準方式の適用割合が高い）ほど、**純資産価額と申告評価額のかい離が大きい傾向**。

異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間で**相対的な不公平**。

還元率は、制定当時（昭和39年）の金利水準<sup>(※)</sup>に安全率等を考慮し「10%」と定めたものだが、**制定後に金利が低下してきたなか、見直されていない**。

※ リスクフリーレート、10年国債利回り

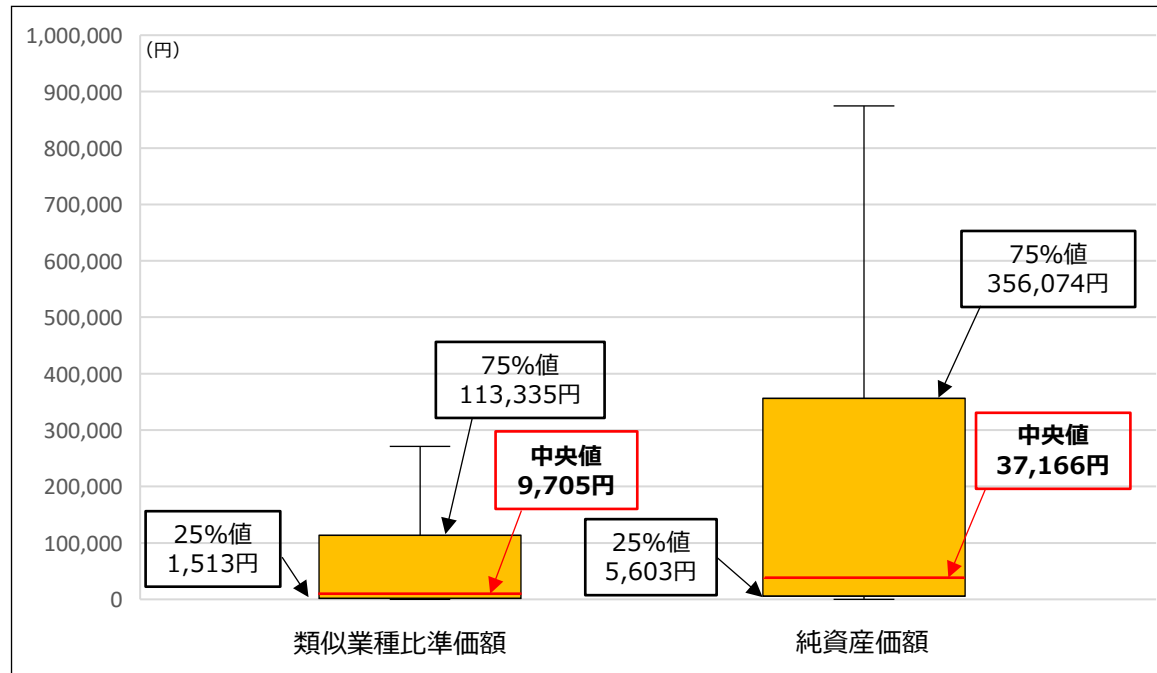
（『令和5年度決算検査報告』より）

# 取引相場のない株式の評価に係る実態把握①

- 検査院の指摘を踏まえ、国税庁として取引相場のない株式に係る実態把握を実施。
- 検査院の検証と異なる対象期間のデータ（令和4年分及び令和5年分）により、以下の分析を行った。
  - (1) 類似業種比準価額と純資産価額の比較
  - (2) 純資産価額に対する類似業種比準価額の割合の分布
  - (3) 会社規模別の純資産価額に対する申告評価額の割合の分布

## (1) 1株当たり類似業種比準価額と純資産価額の比較

- 令和4年分及び5年分の相続税及び贈与税の申告のうち、取得した財産に取引相場のない株式がある申告の中から、無作為に抽出した評価会社のうち、類似業種比準価額及び純資産価額の両方を算出している評価会社（特定の評価会社を除く。）について、1株当たりの各評価額を比較【対象：700社（検査院：616社）】  
※下線部分は検査院の対象と同条件
- 類似業種比準価額の中央値が、純資産価額の中央値の約26.1%（検査院：27.2%）となり、検査院の指摘のとおり、類似業種比準価額は純資産価額に比べて相当程度低い水準にあり、各評価方式の間で評価額に相当のかい離が生じている。
- 純資産価額に比べて、類似業種比準価額の箱ひげ図が極端に短く、データのばらつきが小さい。

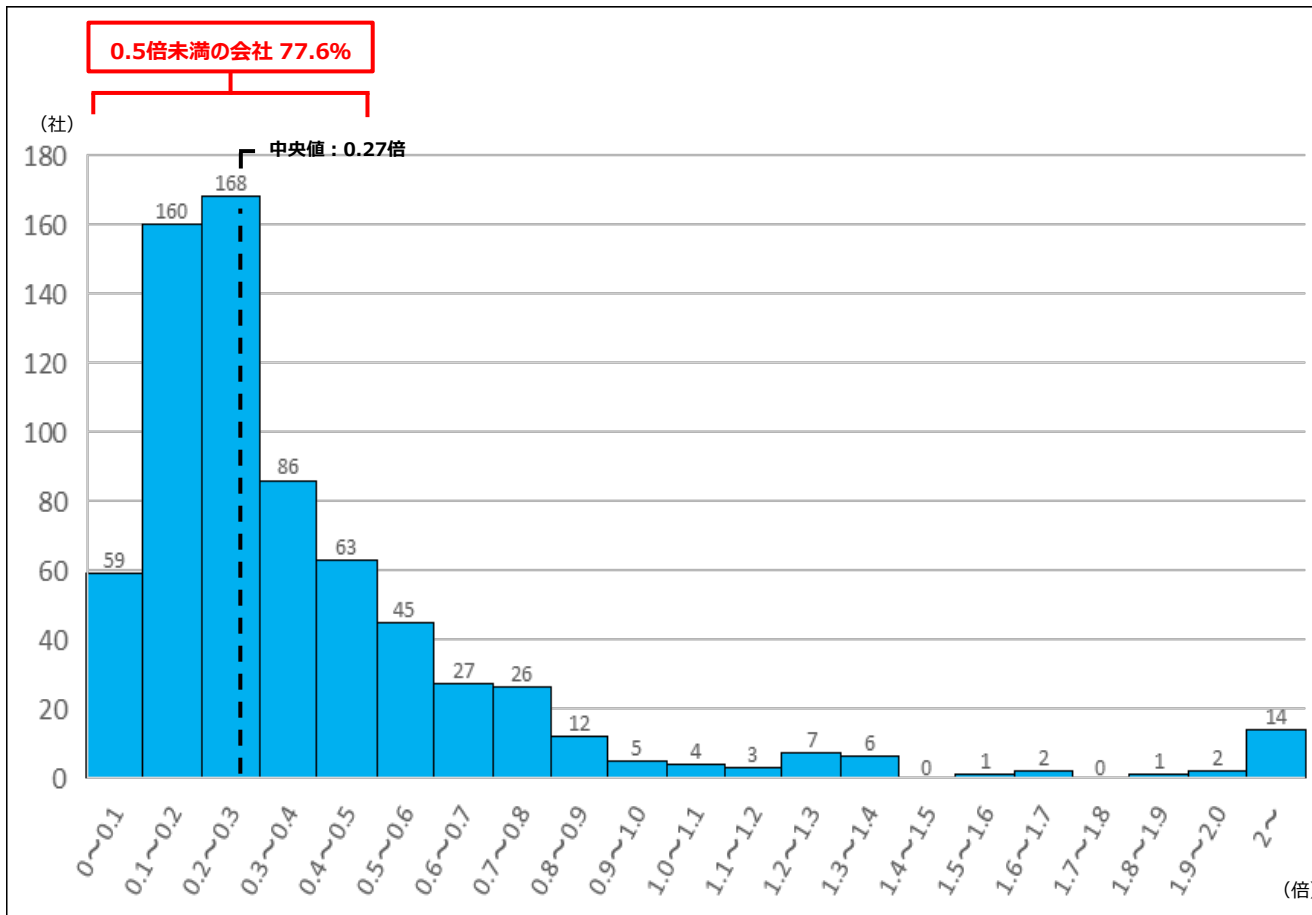


(社)			
小会社	中会社	大会社	計
209	427	64	700

# 取引相場のない株式の評価に係る実態把握②

## (2) 純資産価額に対する類似業種比準価額の割合の分布

- 令和4年分及び5年分の相続税及び贈与税の申告のうち、取得した財産に取引相場のない株式がある申告の中から、無作為に抽出した評価会社のうち、類似業種比準価額及び純資産価額の両方を算出している評価会社（特定の評価会社及び純資産価額が0の会社を除く）について、各評価会社における純資産価額に対する類似業種比準価額の割合を算出【対象：691社（検査院：612社）】 ※下線部分は検査院の対象と同条件
- 各評価会社における純資産価額に対する類似業種比準価額の割合の中央値は0.27倍（検査院：0.25倍）
- 評価会社の77.6%（検査院77.9%）が、純資産価額に対する類似業種比準価額の割合が0.5倍未満

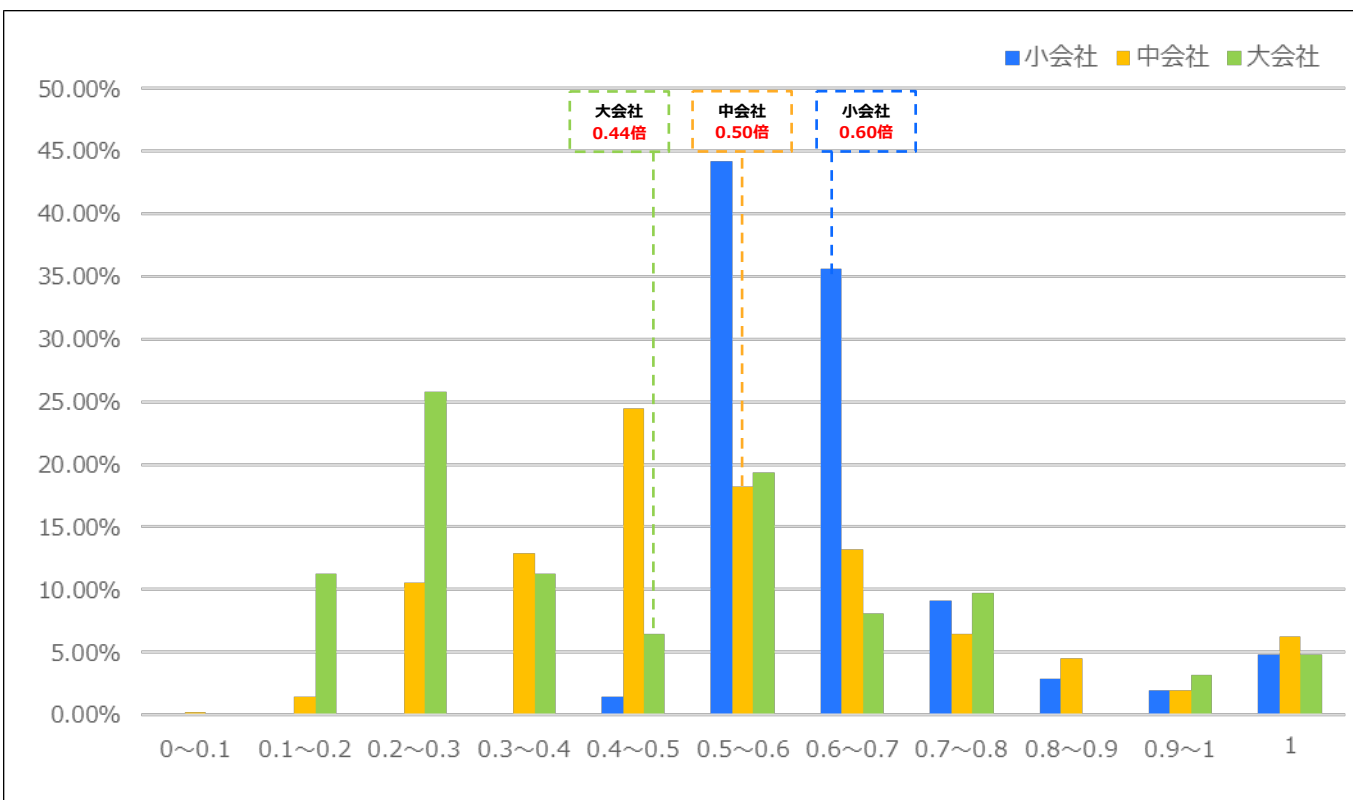


以上	未満	社数	割合	累積
0	~ 0.1	59	8.5%	8.5%
0.1	~ 0.2	160	23.2%	31.7%
0.2	~ 0.3	168	24.3%	56.0%
0.3	~ 0.4	86	12.4%	68.5%
0.4	~ 0.5	63	9.1%	<b>77.6%</b>
0.5	~ 0.6	45	6.5%	84.1%
0.6	~ 0.7	27	3.9%	88.0%
0.7	~ 0.8	26	3.8%	91.8%
0.8	~ 0.9	12	1.7%	93.5%
0.9	~ 1	5	0.7%	94.2%
1	~ 1.1	4	0.6%	94.8%
1.1	~ 1.2	3	0.4%	95.2%
1.2	~ 1.3	7	1.0%	96.2%
1.3	~ 1.4	6	0.9%	97.1%
1.4	~ 1.5	0	0.0%	97.1%
1.5	~ 1.6	1	0.1%	97.3%
1.6	~ 1.7	2	0.3%	97.5%
1.7	~ 1.8	0	0.0%	97.5%
1.8	~ 1.9	1	0.1%	97.7%
1.9	~ 2	2	0.3%	98.0%
2	~	14	2.0%	100.0%
計		691		

# 取引相場のない株式の評価に係る実態把握③

## (3) 純資産価額に対する申告評価額の割合の分布

- 令和4年分及び令和5年分の相続税及び贈与税の申告のうち、取得した財産に取引相場のない株式がある申告の中から、無作為に抽出した評価会社のうち、類似業種比準価額及び純資産価額の両方を算出している評価会社（特定の評価会社及び純資産価額が0の会社を除く）について、各評価会社の純資産価額に対する申告評価額の割合を算出し、会社の規模別にヒストグラムとして示した【対象：691社（検査院：612社）】  
※下線部分は検査院の対象と同条件
- 純資産価額に対する申告評価額の割合の中央値は、規模別にみると、大会社で0.44倍（検査院：0.32倍）、中会社で0.50倍（検査院：0.50倍）、小会社で0.60倍（検査院：0.61倍）となり、評価会社の規模が大きくなり、類似業種比準方式の適用割合が高くなるにつれて、申告評価額が相対的に低く算定される傾向



					(社)
小会社	中会社	大会社	計		
208	421	62	691		

以上	未満	小会社	中会社	大会社
0 ~	0.1	0.00%	0.24%	0.00%
0.1 ~	0.2	0.00%	1.43%	11.29%
0.2 ~	0.3	0.00%	10.69%	25.81%
0.3 ~	0.4	0.00%	13.06%	11.29%
0.4 ~	0.5	1.44%	24.23%	6.45%
0.5 ~	0.6	44.23%	18.05%	19.35%
0.6 ~	0.7	35.58%	13.06%	8.06%
0.7 ~	0.8	9.13%	6.41%	9.68%
0.8 ~	0.9	2.88%	4.51%	0.00%
0.9 ~	1	1.92%	1.90%	3.23%
1 ~		4.81%	6.41%	4.84%

# 類似業種比準価額と純資産価額のかい離の分析

- 類似業種比準価額と純資産価額との間に、これほどのかい離が生じている原因として、①比準要素としての1株当たり配当金額の機能不全及び②累次の評価通達の改正の影響が考えられる
- ①比準要素としての1株当たり配当金額の機能不全について、分析の対象とした会社のうち、80%超の会社が評価直前2期において全く配当を支払っておらず、配当金額が株価の比準要素として機能していないのではないか
- ②H20までの評価通達の改正により、類似業種比準価額が引き下げられてきた結果、純資産価額とのかい離が広がったのではないかと

## 要因① 比準要素としての1株当たり配当金額の機能不全

- 前段（1）で対象とした、類似業種比準価額及び純資産価額の両方を算出している評価会社（特定の評価会社を除く）700社のうち577社（82.4%）が評価直前2期において全く配当を支払っていない
  - 配当（B）が0の場合、比準要素の係数が実質的に2/3倍となり、低く算定がされる
- ➔ 配当が比準要素として機能不全となっているおそれ

$$\begin{array}{c}
 \text{類似業種平均株価} \\
 A \times \left( \frac{\text{配当 } \textcircled{B}}{B} + \frac{\text{利益 } \textcircled{C}}{C} + \frac{\text{簿価純資 } \textcircled{D}}{D} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{大会社 } 0.7 \\ \text{中会社 } 0.6 \\ \text{小会社 } 0.5 \end{array} \right) \\
 \text{評価の安全性のしんしゃく率}
 \end{array}$$

※ B C Dは類似業種の金額

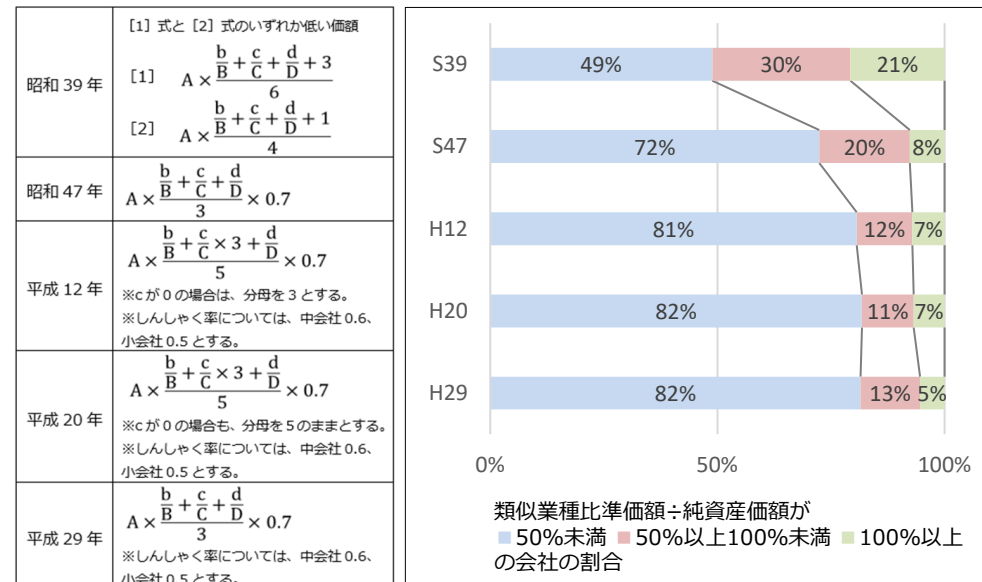
✓ B = 0とした場合  $\frac{\textcircled{C}}{C} + \frac{\textcircled{D}}{D}$  の2つの比準要素を3で割ることとなる

仮に、 $\frac{\textcircled{C}}{C} \cdot \frac{\textcircled{D}}{D} = 1$ （類似業種平均と利益・簿価純資が同じ）の場合、配当が0の時の評価額は、

- 大会社の場合 類似業種平均株価（A）の 0.47倍（ $2/3 \times 0.7$ ）
- 中会社の場合 類似業種平均株価（A）の 0.40倍（ $2/3 \times 0.6$ ）
- 小会社の場合 類似業種平均株価（A）の 0.33倍（ $2/3 \times 0.5$ ）

## 要因② これまで数次の評価通達の改正の影響

- 令和5年分の相続税及び贈与税の申告のうち、無作為に抽出した評価会社のうち、類似業種比準価額及び純資産価額の両方を算出している評価会社（特定の評価会社を除く）について、比準要素の数値（配当・利益・純資産の額）をそのままとして、過去の通達における類似業種比準方式の算式により評価額を計算し、純資産価額に対する割合を算出
- ➔ 昭和47年及び平成12年改正により、かい離が拡大しており、しんしゃく率の導入（見直し）が影響していると思われる



- 検査院の指摘した令和2・3年分申告における取引相場のない株式の評価の状況は、令和4・5年申告分についても、同様の状況が確認された
  - 評価会社の規模別の純資産価額に対する申告評価額の割合の中央値は、評価会社の規模が大きくなるほど低くなっており、異なる規模の評価会社間で相対的に不均衡が生じているおそれがある
- ➡ こうした評価方式間の評価額のかい離が誘因となり、純資産価額方式の適用を回避しようとするスキームが存在

1. 取引相場のない株式の実態把握

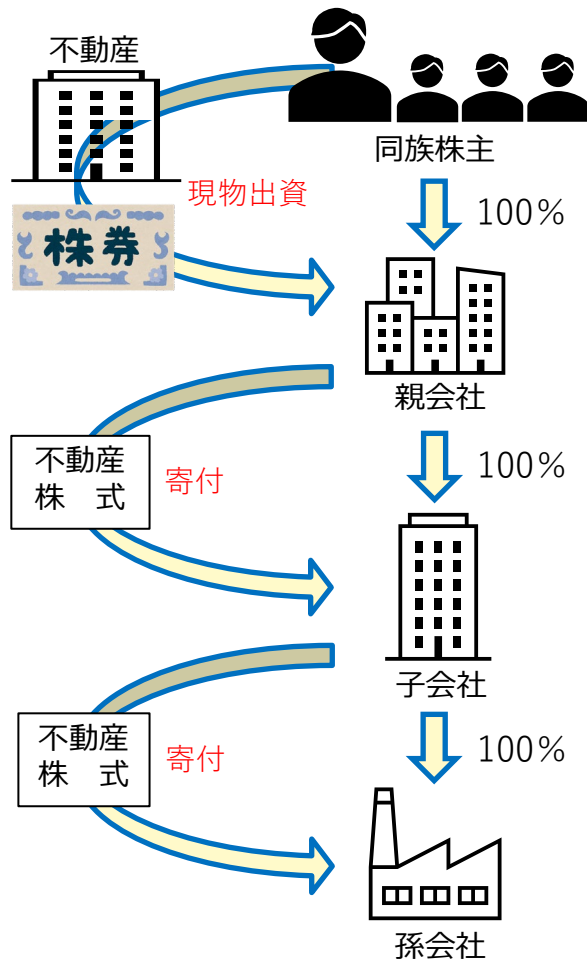
2. 評価額圧縮スキームとその対応

3. 取引相場のない株式を取り巻く諸問題

4. 評価の見直しの方向性

法人税法上の観点

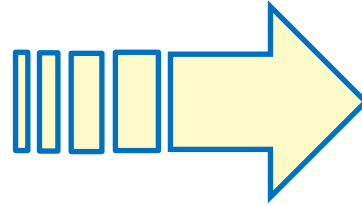
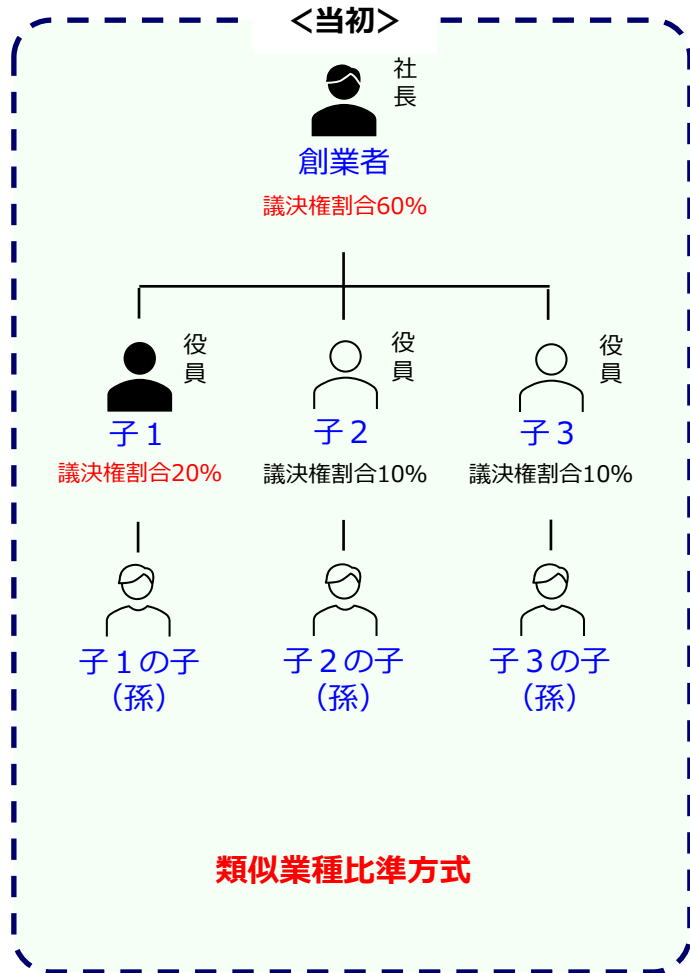
- グループ法人税制の適用を受ける
- グループ内で資産を移転させても、法人税負担は発生しない
- グループ内で子会社から孫会社へ資産を移転させても、法人税負担は発生しない



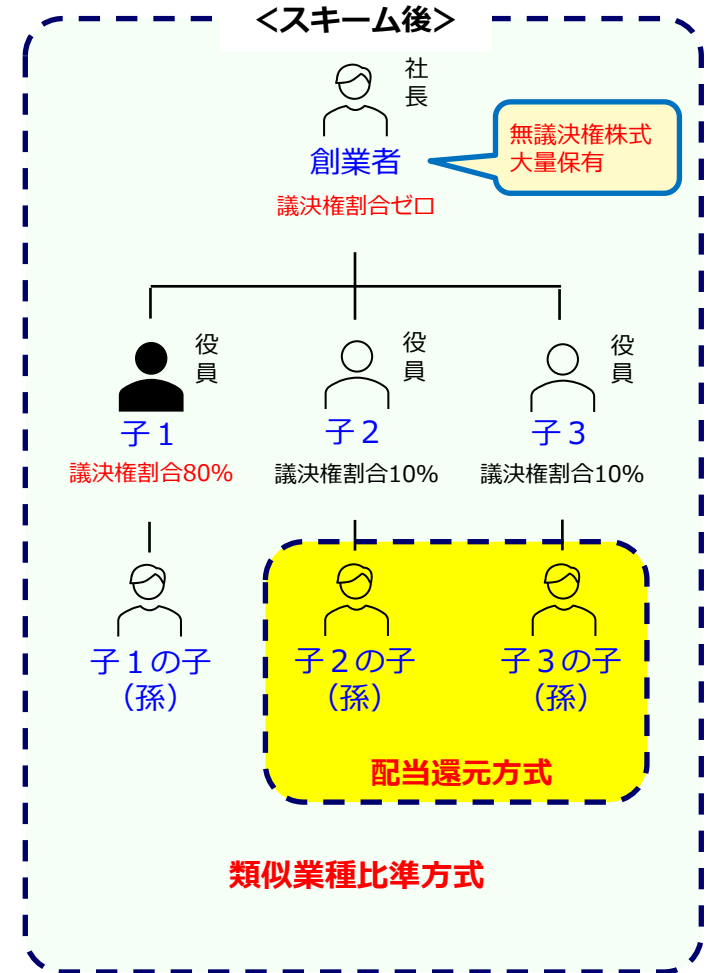
非上場株式評価の観点

- 100%支配のグループ内であるため、資産を完全に掌握し続けている
- 資産を親会社→子会社→孫会社と移転していけば、親会社の株式評価は減少する
- 当該資産を保有する子会社等が類似業種比準方式を採用することで、一層の評価圧縮が可能

# 評価額の『操作可能性』の課題②【種類株式（無議決権株式）を用いた配当還元方式の濫用】



- 組織再編等を活用するなどして創業者に無議決権株式を大量保有させる
- 議決権を後継者へ集約化させる
- 孫の一部が配当還元方式適用可能となる  
⇒ 将来的に普通株式への転換も否定できない



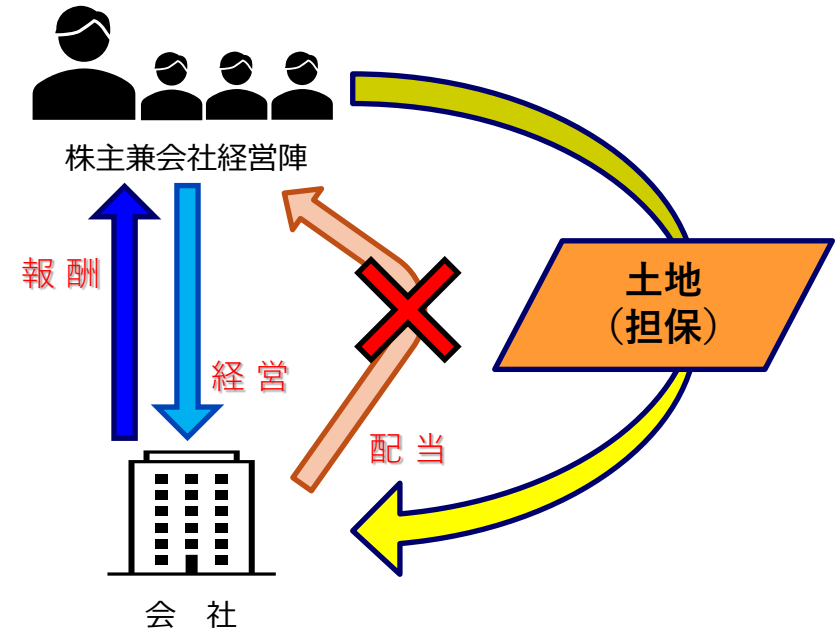
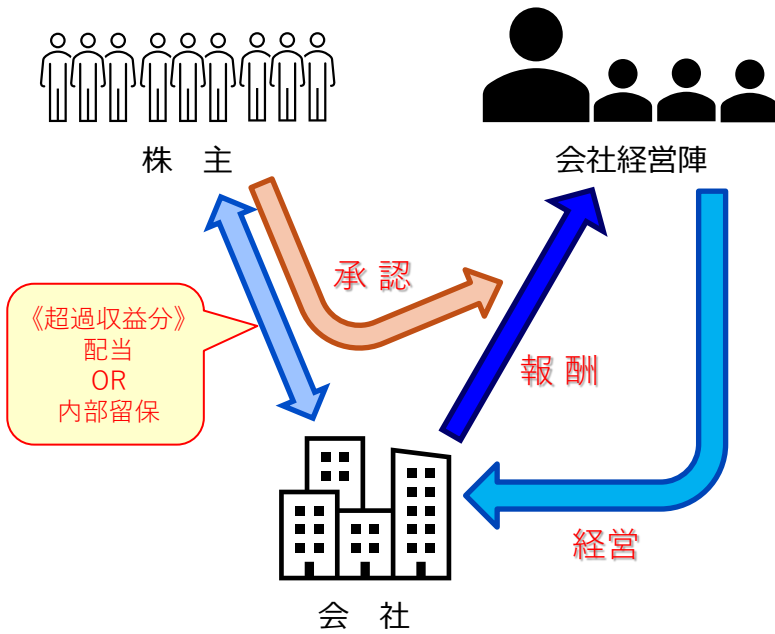
# 評価額の『操作可能性』の課題③【超過収益力分の社外流出】

## 所有と経営が分離している上場会社等

- 経営の報酬は、株主がチェックのうえ承認
  - 超過収益分を、配当（流出）とするか、利益として内部留保するか、決定する
- ⇒ 会社の利益や配当で企業価値を測定可能

## 所有と経営が分離していない非上場会社等

- 超過収益力分も役員報酬として社外流出させることが可能  
配当として支払う必要がない
  - 一旦、経営陣の私財(土地等)とした上で、担保として金融機関から事業資金を調達することも可能
- ⇒ 会社利益：↓ 配当：↓ 内部留保（純資産）：↓  
⇒ 評価額を大きく引き下げることが可能



# 評価通達による取引相場のない株式の評価

## ● 現状

- 取引相場のない株式の評価に関して、検査院に指摘された評価方式間の評価額のかい離が誘因となり、恣意的な会社規模の変化による評価額圧縮スキームが確認されている
- また、利益操作、資本移転による純資産の圧縮及び株主構成等の操作による租税回避スキームも行われている状況

## ● 対応状況

- こうしたスキームに対しては、これまで**評価通達6項**（この通達の定めにより難しい場合の評価）**に基づく課税処分**を行うことなどにより**個別に対応せざるを得ない状況**

### ■ 財産評価基本通達（抄）

（この通達の定めにより難しい場合の評価）

6 この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する

年分（事務年度）	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
適用件数	2	0	4	0	1	1	0	6	11	2	27
不動産	1	0	1	0	0	1	0	3	5	2	13
株式	1	0	3	0	1	0	0	3	6	0	14

### ○ 最高裁令和4年4月19日第三小法廷判決（民集76巻4号411頁）（抄）

「課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ**評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとする**ことは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の**平等原則に違反するものとして違法**というべきである」

「もっとも、……相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることが上記の**平等原則に違反するものではないと解するのが相当**である」

（注）引用部分にアンダーライン等追加

# 評価通達による取引相場のない株式の評価

## ● 問題（評価通達 6 項と納税者の予見可能性）

- 近年、評価通達 6 項による評価に係る訴訟等が増加傾向にあり、こうした個別の対応について、納税者の予見可能性といった観点からの批判等があり、評価方法の明確化等が要請されている情勢
- 取引相場のない株式の評価について、検査院から、より適切なものとなるよう検討を行っていくよう指摘を受けたことも踏まえつつ、**今般の見直しにおいては、恣意的に評価額を圧縮するスキームについても評価制度の中で対応する必要**がある

### ■ 令和 8 年度税制改正に関する建議書（日本税理士会連合会）

#### Ⅲ 今後の税制改正についての基本的な考え方（相続税・贈与税） / 2 財産評価について

「なお、評価通達の定めによって評価することが著しく不適当な場合には、同通達 6 項が適用されることがあり、近年その適否について争いが散見される同通達 6 項の適用は評価の適正性を保つために必要となる場合もあるが、他方で、それが多用されることによって納税者の予測可能性が損なわれる……[各財産の評価方法について不断の見直しが図られるべきである](#)」

### ■ 令和 8 年度税制改正意見書（日本公認会計士協会）

#### Ⅱ 個別税制に関する意見 / 4 相続税・贈与税について / (5) 財産評価基本通達 6 項の適用に係る納税者の予見可能性確保をすること

「……[財産評価基本通達 6 項の具体的な適用場面が納税者にとって明確になっているとは言えず](#)、本来、申告納税方式の下では特に配慮されてしかるべき納税者の予測可能性の確保の点で納税者が不利益を被っている

したがって、……通達の形式的適用が『実質的な租税負担の公平に反する』場面を生じさせないために、[更に詳細な規定を財産評価基本通達に設けることといった施策を講じ、納税者の予測可能性が確保され当初から適正な申告を行うことができるよう努められたい](#)」

### ○ 最高裁令和 4 年 4 月 19 日第三小法廷判決の調査官解説（法曹時報 75 巻 12 号 178 頁）

「このような[かい離は、本来、評価通達の見直し等によって解消されるべきもの](#)といえよう」（注）引用部分にアンダーライン等追加

1. 取引相場のない株式の実態把握

2. 評価額圧縮スキームとその対応

3. 取引相場のない株式を取り巻く諸問題

4. 評価の見直しの方向性

# 非上場会社の事業承継を巡る諸制度の変化とその影響

## 昭和47年～平成12年

終戦後に創業した経営者層が世代交代の時期を迎えるようになった以降、**類似業種比準方式を中心に評価額の引下げ、大会社の要件緩和を求める動き**

### ➤ 類似業種比準方式

- ✓ しんしゃく率の導入(S47)・拡大(H12)
- ✓ 基礎的比割合の廃止(S47)
- ✓ 小会社への適用拡大(S58)
- ✓ 中会社の類似割合拡大(H6)
- ✓ 大会社の拡大(H6)
- ✓ 比準要素数1の会社へ適用拡大(H12)
- ✓ 利益の比重見直し(H12)

### ➤ 純資産価額方式

- ✓ 法人税等相当額を控除(S47)
- ✓ 同族グループの持ち株割合50%未満のときは、20%の評価減（大法人除く）(S53)

### ➤ 配当還元方式

- ✓ 適用範囲の拡大(S47・S53)
  - ・ 同族株主がない法人の持ち株割合5%未満グループを15%未満グループへ拡大
  - ・ 同族株主がない法人の持ち株割合15%以上グループかつ5%未満株主で中心的な株主でない株主にも拡大
  - ・ 同族株主がいる法人の同族株主グループ内の少数株主にも拡大

## 平成18年～平成22年

企業活動のグローバル化等を踏まえ、**企業**の**設立・改廃、グループ内の組織再編**に係る法規制上及び**税制上の制約を排除し、高い自由度を求める動き**

### ➤ 会社法制定

- ✓ 資本金規制の撤廃（資本金1円会社の導入）
- ✓ 役員の数制限の撤廃（一人会社の導入）
- ✓ 合併・分割・株式交換・事業譲渡に係る法整備
- ✓ 種類株式の発行が可能に

### ➤ 組織再編税制

- ✓ グループ法人内における金銭を介在しない組織再編等に対する課税の繰り延べ

### ➤ グループ法人税制

- ✓ 100%資本関係グループ内における資産譲渡・寄附・配当・発行法人への株式譲渡に損益を認識しない

➡ こうした制度改正に対して、**評価通達は十分に対応してこなかった。**

## 平成22年～現在

団塊の世代の経営者・富裕層が世代交代の時期を迎え、次世代への**事業承継・資産移転に係る税負担の軽減を求める動き**

### ➤ 事業承継税制（一般・特例）

- ✓ H21年に事業の継続を前提に非上場株式の贈与等に係る税負担の軽減を図る措置が創設されて以降、数次の改正
- ✓ 一定の要件の下、猶予の対象となる非上場株式等の制限の撤廃や納税猶予割合の引上げ（100%）される特例措置の導入（H30）

## 評価を用いた高度なスキームにより 事実上の事業承継

- グループ法人税制等を巧みに利用し、評価通達の有利な項目に適合するように**税負担なく自在に組織を改変することが可能**に
- **上場企業経営者や単なる資産持ち富裕層も非上場会社を活用した高度なスキームを利用**
- 行き過ぎた節税スキームには、個別の事例ごとに**評価通達6項や行為計算否認を適用せざるを得ない状況**

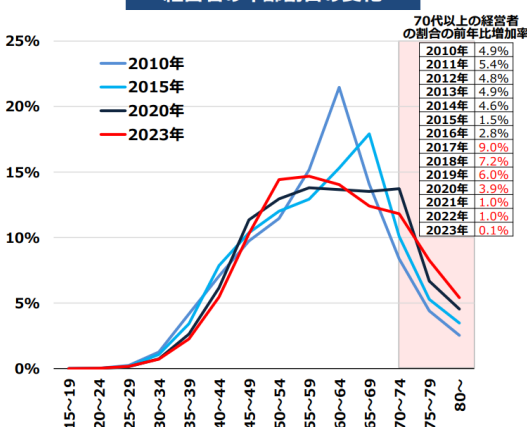
# 事業承継と第三者M&Aの動向

- 事業承継には一定の進展がみられるものの、経営者年齢の分布は平準化してきており、**経営者年齢が70歳以上である企業の割合は最高**となっているため、**事業承継が必要となる企業は依然として相当程度存在**
- 国内における**中小企業におけるM&Aの実施件数は増加**しており、事業承継・引継ぎ支援センターによる第三者承継は、  
2021年度・・・1,514件      2022年度・・・1,681件      2023年度・・・2,023件  
と増加傾向にある
- こうした昨今の事業承継の動向から、M&Aにおける非上場株式の評価実務も踏まえ、**第三者への事業承継でも参考となり得る適正な非上場株式の評価の在り方を検討する必要**

## 中小企業における経営者の高齢化と事業承継の進展

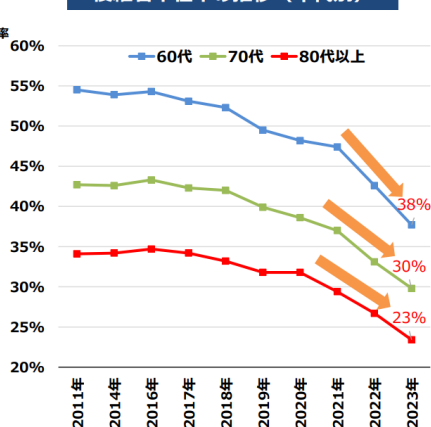
- 2023年時点の**経営者年齢は平均60.5歳**であり、**過去最高を更新**。さらに**70代以上の経営者の割合も継続して増加**。一方で**70代以上の経営者の割合の増加率は漸減**。後継者不在率も低下傾向にあり、事業承継には一定の進展がみられる。

経営者の年齢割合の変化



70代以上の経営者の割合の前年比増加率	
2010年	4.9%
2011年	5.4%
2012年	4.8%
2013年	4.9%
2014年	4.6%
2015年	1.5%
2016年	2.8%
2017年	9.0%
2018年	7.2%
2019年	6.0%
2020年	3.9%
2021年	1.0%
2022年	1.0%
2023年	0.1%

後継者不在率の推移（年代別）



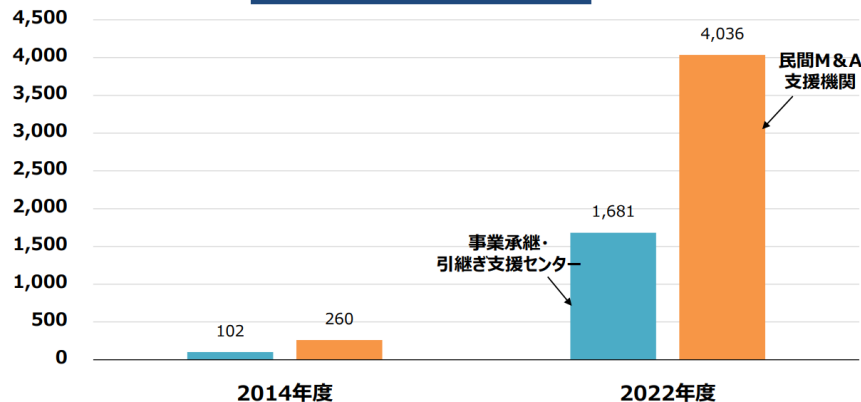
(注) 「M & Aほか」は、買収・出向・分社化の合計を指している。  
(出所) 「2023年度版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業『後継者不在率』動向調査」(2023年)を基に作成。

(中小企業庁 2024年6月28日開催「中小企業の事業承継・M&Aに関する検討会(第1回)」配布資料より抜粋)

## 中小企業におけるM&Aの実施件数

- 国内の**中小M&Aの実施件数は増加**しており、**2022年度の実施件数は、事業承継・引継ぎ支援センターを通じたものが1,681件、民間M&A支援機関を通じたものが4,036件**。

中小M&Aの実施件数の推移



(注) 2014年度の民間M&A支援機関の件数は、日本M&Aセンター、ストライク、M&Aキャピタルパートナーズ、オンデック、名南M&Aの5社の成約件数。  
2022年度の民間M&A支援機関の件数は、M&A登録支援制度実績報告の成約件数。

(中小企業庁 2024年6月28日開催「中小企業の事業承継・M&Aに関する検討会(第1回)」配布資料より抜粋)

# 諸外国の税務における取引相場のない株式の評価方式

	日本 〈現行〉			アメリカ			ドイツ			フランス			スイス		
根拠規定等	・相続税法 ・財産評価基本通達			・内国歳入法典 ・歳入通達 ・IRSマニュアル 等			・相続税法及び贈与税法 ・評価法			・財産評価ガイド (事業及び会社の証券の評価)			※州税 富裕税における取引相場のない 有価証券の評価に関するガイドラ イン (KS28通達)		
評価 アプローチ	インカム	ネット アセット	マーケット	インカム	ネット アセット	マーケット	インカム	ネット アセット	マーケット	インカム	ネット アセット	マーケット	インカム	ネット アセット	マーケット
	△	○	○	○	○	○※	○	△	×	○	○	△	○	△	-
具体的な 評価手法	〈財産評価基本通達〉 類似業種比準方式 純資産価額方式 配当還元方式 (特例)			〈IRSマニュアル〉 各評価アプローチの全てを考 慮し、専門家の判断を用いて 最も適切な方法を選択			〈評価法〉 簡易収益還元法 その他一般的な方法  (※他の会社との比較法 (マーケットアプローチ) は選 択不可)			〈財産評価ガイド〉 数学的価値法 配当還元法 生産性価値法 キャッシュフロー法			〈KS28通達〉 企業価値 = (2 × 収益価値 + 純資産価値) / 3		
税務場面 以外の企業 価値評価の 傾向	—			M&AではDCF法が用いられる ことが多く、それ以外の場面 では、様々な方法が用いられる			専門家団体の基準では、収 益還元法・DCF法が評価方 法とされており、実務上は、収 益還元法が用いられることが 多い			実務上はDCF法が用いられる ことが多い			実務上はDCF法が用いられる ことが多い		

※ 米国においては「公正な市場価値の決定は事実問題(question of fact)であり、多種多様な評価問題に一般的に適用できる計算式はなく、アプローチすべてを考慮すべき」との前提の上で、マーケット・アプローチを評価方法の一つとして認めている。ただし、類似業種比準方式と米国におけるマーケット・アプローチでは、①比較対象とする企業の選定及び②比較要素と計算式が大きく異なる

# 現行の取引相場のない株式の評価方式に対する関係団体等からの主なご意見

## 取引相場のない株式の評価全般について

- 継続企業である中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠であることを踏まえて、評価をすべき。
- 企業価値を高めるほど株価が高くなり、結果として税負担が不相当に増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害している。

## 類似業種比準方式について

- 類似業種の株式の取引価値の実態を参考にした計算方式の合理性を尊重すべき。
- 類似業種比準方式のしんしゃく率を、中会社および大会社についても50%に引き下げること。
- 非経常的な損失金額の計上、資産の移転等が恣意的に行われ、会社の収益性や資産性が株価に適正に反映されないおそれがあることにも留意して適正化を図るべき。

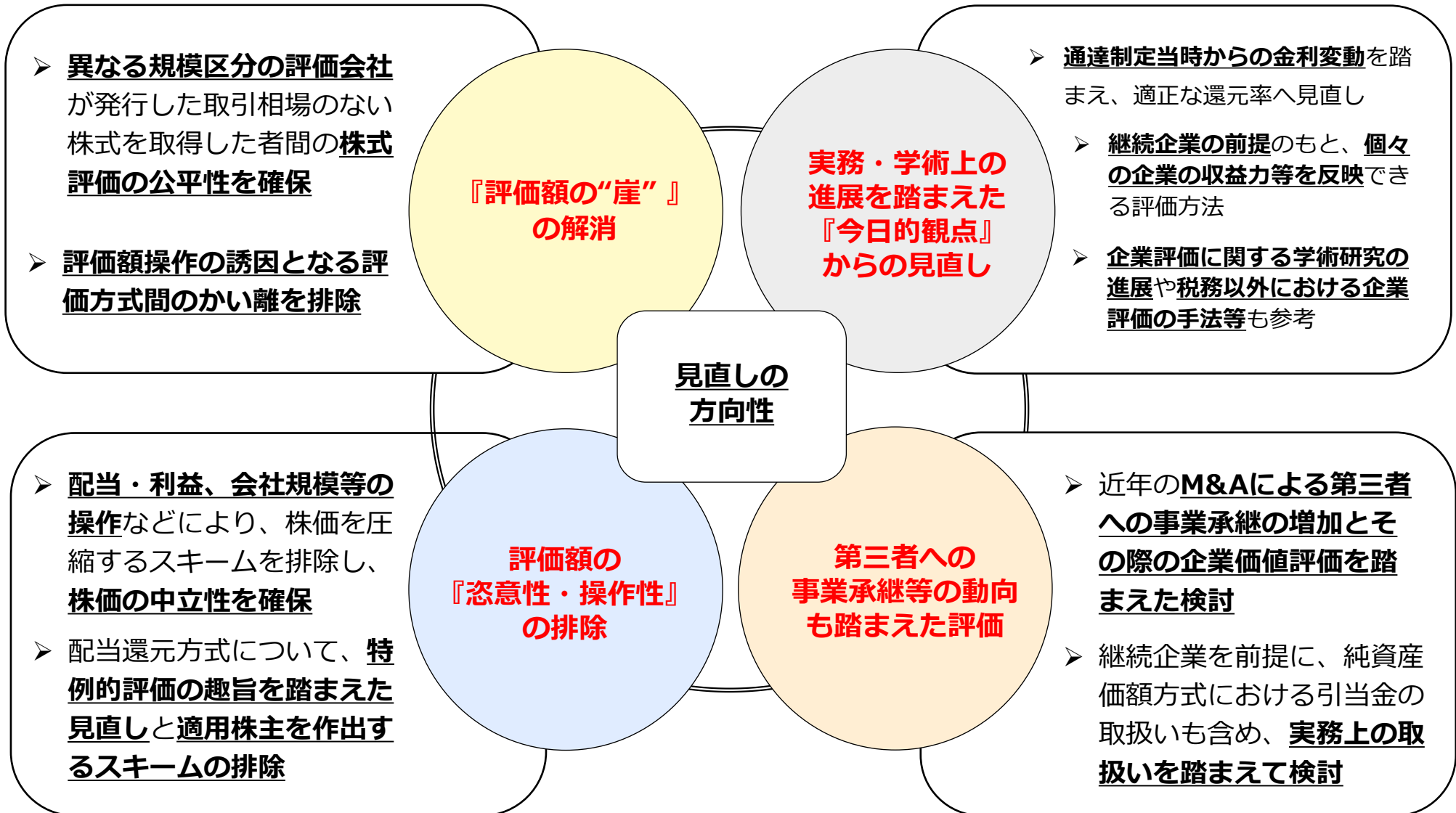
## 純資産価額方式について

- 純資産価額方式は企業の清算を前提とした評価方法であり、継続企業を評価する方式として相応しくない。
- 純資産価額方式による評価額は過大である。
- 確実な退職給付債務や資産除去債務等を負っている場合、実際の取引において減価要素と認識されていることなどを考慮し評価額から一定の控除をすべき。

1. 取引相場のない株式の実態把握
2. 評価額圧縮スキームとその対応
3. 取引相場のない株式を取り巻く諸問題
4. 評価の見直しの方向性

# 取引相場のない株式の評価方法の見直しに当たっての基本的な4つの“観点”

検査院の指摘を踏まえ、取引相場のない株式の評価に関する諸問題へ対応するため、**相続税法の時価主義の下、次の4つを基本的な観点として、評価方法について幅広く検討**を行ってはどうか



## 本日も議論いただきたい事項

- 現行の評価通達における取引相場のない株式の評価について、本日も紹介した、検査院の指摘や株式評価を恣意的に操作する租税回避スキームのほか、検討すべき問題点があればご指摘いただきたい
- 取引相場のない株式の評価方法としての現行の各方式（類似業種比準方式、純資産価額方式、配当還元方式）について、各専門分野の観点から評価又はご意見をいただきたい
- 今後、取引相場のない株式の評価制度を見直すに当たり、お示しした方向性に関して、ご意見又はその他に検討すべき観点があればご指摘いただきたい